

意見書案第 13 号

大学入試共通テストへの英語民間試験及び記述式問題の導入の断念を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年12月18日

福岡市議会

議長 阿部 真之助 様

提出者 福岡市議会議員

松尾 りつ子

田中 たかし

森 あやこ

近藤 里美

倉元 達朗

大学入試共通テストへの英語民間試験及び記述式問題の導入の断念を求める意見書

大学入試共通テストへの英語民間試験の導入が延期になりました。英語民間試験の導入は、もともと英語教育の専門家や高校の教育現場から強い反対の意見があったものであり、この制度の欠陥は手直して解決するものではありません。

まず、経済格差や地域格差の問題があります。大学入試で英語民間試験を利用する制度は、1回の受験で約6千円から約2万5千円という新たな受験料負担を最大2回まで受験生に課すものです。また、試験会場は都市部に偏るため、地方に住む受験生は、長い移動時間が掛かり、試験会場までの旅費や宿泊費も負担することとなります。このように、家庭の経済力や受験生の居住地によって受験機会に格差が生じるため、英語民間試験の導入は教育の機会均等に反するものです。さらに、英語民間試験は、それぞれ目的や難易度が異なり、採点の基準や採点者の資格も統一されておらず、民間事業者任せであるため、入試で最も大切な公平性が保たれないという重大な欠陥を持つことも明らかになっています。したがって、単なる導入の延期ではなく、大学入試への導入そのものを取りやめるべきです。

また、文部科学省が実施するとしている国語及び数学における記述式問題の導入も、採点を民間事業者に丸投げする点では英語民間試験と共通する欠陥を持っています。記述式問題は、多くの大学が個別試験で実施しており、大学入試共通テストに導入する必要性も妥当性もありません。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、大学入試共通テストへの英語民間試験及び記述式問題の導入を断念されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，文部科学大臣 宛て

議長 名